

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (30. 2 定)			
日 時	平成 30 年 6 月 22 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 3 時 05 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・千葉・濱本・ 林下・小貫・川畑・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に濱本委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は公明党、共産党、自民党の順といたします。

まず、6月19日、公明党秋元委員からの議事進行を受け、説明員に対し、正確な答弁を行うため、調整するよう求めて中断しておりました説明員の答弁を求めます。

○（総務）秘書課長

6月19日の予算特別委員会における秋元委員の議事進行に対し、委員長から御指示がありました件につきまして、私から調べた内容を御説明させていただきます。

インターネット上で、街頭演説時に個人名の入ったのぼりを立てていることが確認できた議員のうち、自民党3名、公明党3名、立憲民主党3名、共産党1名へ連絡し、調査を行って確認できた見解等は次のとおりでございます。

まず、「政治活動の一環としては適法と考え行っているが、選挙管理委員会から指摘を受けた場合は、その後の対応について検討していかなければならない」。これは国会議員の秘書の方に確認してございます。

続きまして、「法的な根拠とは別の整理であり、地元警察署の見解として、選挙の半年前まで、のぼりは個人ポスターと同等な扱いとすると示されている。これに基づき当市の市議は皆、のぼりを掲出して街頭演説を行っている」。これは市議会議員の御本人に確認しております。

続いて、「根拠は特にないが、選挙から1年半以上前に行っているものであり、政治活動の一環として特に問題はないと考えている。行う時期については、慎重に考えて行っている」。これは国会議員の秘書の方に確認してございます。

続きまして、「法的根拠はない。個人名のは気をつけているが、指摘があるのであればやめた方がよいのでは」。これは国会議員の秘書の方に確認してございます。

続きまして、「政治活動として、以前は政党名と個人名のはぼりを掲示していたが、選挙管理委員会から話があり、現在は活動を自粛中である。今後の対応については現在検討中である」。これは国会議員の秘書の方に確認してございます。

続いて、「政治活動の自由は保障されるべき。公選法上、明示的にのぼり旗の使用は禁止されていない。これまで一度も警察などから注意を受けたこともない。今後も続けていく」。これは道議会議員政党事務所の役員の方に確認してございます。

また、参考としまして、和歌山市議会議員の方が、ウェブ上のブログで見解を公開されているので御紹介いたします。政党の旗や看板に類するもの等を同時に掲げた上で個人名入りののぼり旗を掲げることは、政党活動をしている最中の弁士であるという解釈ともとれるので、和歌山県選挙管理委員会としての立場ではだめだと言い切ることができないというふうに解釈されております。

確認できた内容は以上であります。地域ごとに見解や法的解釈があり、それに基づいて街頭活動を行っている事例があることから、のぼりを持った街頭活動自体がすぐさま違法という位置づけまでには至っていないという印象を持ったところであります。

○市長

ただいま秘書課長から説明がありましたけれども、それぞれの方々が、それぞれの法的解釈のもとで取り組まれ

ており、中には地元の警察署や選挙管理委員会などの見解も踏まえた上で活動されている方もいらっしゃいますので、必ずしも街頭活動の全てが直ちに違法行為となるものとは言えないと認識をしたところであります。

したがいまして、全国の議員の皆様の活動を鑑みれば、のぼり自体が公職選挙法上明示されていないことから、私の解釈自体もすぐさま否定されるものではないと考えており、法的根拠と言われれば、先日説明させていただいたように公職選挙法第143条第16項の解釈であるとしか申し上げられません。

しかしながら、このたびの議会議論の中で、選挙管理委員会からのぼりに対しての一般論としての見解は示されましたので、私といたしましても、今後街頭活動を行う際には、新たな方法で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○秋元委員

◎公職選挙法について

それでは、根拠は公選法第143条第16項になるということなのですかけれども、これは今までの活動を続けていくということなのか、それとも今までの個人名を記したのぼりは自粛するということなのですか。どちらなのですか。

○市長

今、答弁させていただきましたけれども、新たな方法を取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。その中の例えば一端としては、新しいのぼりを作成するなど考えられるかなというふうに思っております。

ただ、今お話があったように、地域によってはのぼりについて公選法上明示されていないことから、ポスターに準じた解釈をされているというところもありましたけれども、これが例えば小樽にも当てはまるかどうかは私のもとでは判断はできないと思っております。

しかしながら、私としても今後も調査、研究をしたいというふうに思っていますが、やはり小樽市の選挙管理委員会がそれについてどのように明示されていくのかというのを注視していかなければならないのではないかなと思っております。

○秋元委員

ほかの地域はわかったのですが、例えば全国の選挙管理委員会ですとか、きょうの読売新聞では、総務省選挙課にわざわざ読売新聞は確認してくれたのです。こういうところに確認はしましたか。

○（総務）秘書課長

本日、総務省選挙部に確認をとってございます。

政治活動として街頭演説を行う際に、氏名入りののぼりを掲示できるかという部分と、すぐに公職選挙法違反となるかという質問をさせていただきまして、答えとしましては、まず、氏名掲示の場合は公職選挙法の規定に抵触するおそれがあるという見解を示されました。ただし、それをもってすぐに公職選挙法違反とは判断できないということも申し添えをいただいております。

○秋元委員

小樽市選挙管理委員会としては法に抵触する可能性があるので注意をしたと。森井さんもそれを受け入れるということでもいいのですね。

○市長

先日の答弁の中で、もしかしたら私の答弁が伝わっていないところもあるかもしれませんが、選挙管理委員会からお話を受けたことはございます。ただ、それにおいては、今までも選挙管理委員会が答弁しておりますが、それが違反かどうかということは判断できないというふうに選挙管理委員会はお話をされていて、先日もお話ししましたけれども、そのような通報があつて、そのようなことに、例えばそういう方々に受け取られかねないということで、ある意味忠告のお話に来られたというところでもございまして、違反ですからやめてくださいという注意は

受けたことはございません。

実際に、小樽の選管の方々は私自身が街頭で活動している、現場のところに來られたこともありませんので、現状確認もなされていないというふうに思っておりますから、その注意を受けたというふうにもし誤解をされているというのであれば、そうではないということをお伝えさせていただきます。

○秋元委員

私は最初に、いつ、どのように注意されたのかというふうに伺ったのですけれども、選管はそれは個別のことなので言えないということだったのですが、では森井さんは注意はされていないということなのですね。では、別に変える必要はないのではないですか。別に第143条第16項にのっとって、続けていけばいいのではないのですか、今のお答えだと。別に法に抵触していないということなのであれば。どうですか。

○市長

私自身は先ほどもお話しさせていただきましたけれども、そのように公職選挙法における、第143条第16項の中で、そのように解釈をさせていただいたところでありましたので、自分なりにおいては違反ではないというふうに思っておりますから、ずっと活動をしてきているところでございます。

しかしながら、このたび、秋元委員だけではありませんけれども、横田委員とかも含めて、これについての質問等をなされた中で、小樽市選挙管理委員会として一般論としての見解が示されたところでございます。ですので、先ほども答弁いたしましたけれども、今後におきましてはいろいろ、選挙管理委員会がどのように明示されるかにもよるかとは思いますが、何にいたしましても私としては新たな方法などを検討し、それに基づいてやっていきたいなというふうに思っております。

○秋元委員

では、はっきり答えていただきたいのですが、第143条第16項は、これはできない規定が記されているのですけれども、どのように解釈されて続けてこられたのか伺いたいと思います。

これまで選挙管理委員会から何らかのお話があった後も続けてこられたのか、また、これは総務部長に聞きますけれども、小樽市ではもし法に抵触するかもしれないその可能性がある場合、そういうときにはどういう対応をするのですか。もしかしたら法に抵触するかもしれないというような事由、例えば税の徴収ですとか、さまざまあると思いますけれども、法に抵触するかもしれないという可能性がある場合、そういうことを踏まえてグレーであってもそういう事業というか対応というか職務というか、そういうことはされるのかどうか。

それと、最後に森井さんに、これまで政治活動時に個人名を掲げて政治活動してきたのですが、ときには公務であったり、ときには政治活動だと自分の都合のいいように使い分けてきましたけれども、今回は選挙管理委員会から政治活動ばかりではなくて、森井さんの公務も、もしかしたらこの公選法に抵触する可能性があるかもしれないという、そういうお話だったのです。注意されていないということでしたけれども、そういう話を指摘された。またその指摘、注意さえも森井さんの法の珍解釈を持ち出して、先日も答弁されましたから、市民の皆さんも大変に驚かれたところなのですから、その結果として、6月19日で2日目が終わるはずの予算特別委員会が本日も、まだ2日目をやっているということで、無駄な時間を使ってしまったなというふうに思うのですが、その結果、市民の方や市職員の方、また私たち議会もそうですけれども、不信もそうですし、また不満も、怒りも生んでしまったわけなのですが、今回、森井秀明さん御自身の政治活動が原因で起こった一連の問題に対しまして、この場で正式に市民、市職員の皆さん、また議会に対して、しっかりとまずはこの時間を浪費したわけですから謝罪をしていただきたいと。

これまで、一緒に法に抵触する可能性がある活動をしてきた方々も何人かいらっしゃると思いますけれども、それは、森井さんからしっかりと是正をしていただくようお願いしていただきたいなというふうに思いますので、この3点、これについて答えをいただいて終わりたいと思います。

○市長

3点とおっしゃっていましたが、結構あったように思うのですけれども、後ほど、総務部長に質問と言っていたことにおいては、総務部長からお答えするとは思いますが、私から幾つか答弁させていただきたいと思います。

珍解釈という表現をなされていましたが、法的解釈というのはやはり、それぞれのその内容において判断されるものもあるのかなと思っております。ですから、先ほどほかのまちからお話があったように、公選法上に、のぼりが明示上、規定されていないというお話があったように、私自身はそういう解釈をしたことはありませんでしたけれども、そのように読まれる方によって、法的解釈というのは一定程度幅が広くあり得るのかなというふうには思っております。

そのうちの一端として、私自身は第143条第16項のうちの除外規定の中に当てはまるのではないかというふうにお話をさせてもらったところでございますので、それを私自身は珍回答だというふうには思っておりません。私なりの解釈の中でお話しさせていただいたところでございます。

あと恐縮ですが、選挙管理委員会からそのようなお話を受けた日が、今、申しわけありません、手元にありません。その後に行ったかどうかということは何とも言えませんけれども、最近お話を受けたので、この議会の前あたりで、日付は覚えておりません。その後それをやったかどうかというのは、何とも現状では言えません。

それから、政治活動と市長公務のことでというお話がありましたけれども、今までも私はこの点については答弁させていただきましたが、市長公務というのは、いわゆる市役所のトップとして取り組む範囲とともに、やはり公選の政治家としての活動、それらも含めて市長公務という枠組みとして大阪の事例等をお話しさせていただきながら、お伝えさせていただいております。

ですから、政治活動に近いような取り組みにおいても、市長公務の一環ではないかということでお話をさせていただいておりますので、その範囲は非常に広いのではないかなという認識を持っているところでございますから、言われるたびに使い分けをしていたというわけではありません。

それと最後に、正式に時間を浪費したのだからということでお話がありましたけれども、この件におきましては、調査をしたほうが良いということで依頼をされたのは、秋元委員を初めとした、議会側だというような認識をしております。そして、そのときに行う前に、私は委員長に対しまして、時間を要するというふうに、かかると思いますということはお伝えをさせていただいたところでございます。ですので、そのように秋元委員はおっしゃっておりますけれども、その辺においては秋元委員との認識の違いがありますので、秋元委員がおっしゃったようなことを私のほうでは考えてはおりません。

○委員長

市長、済みません。市長と一緒に立たれている方に是正をするように伝えてほしいという件もありましたが、いかがですか。

○市長

大変失礼いたしました。

この件におきましては、こういう議論があったということにおいては、お伝えはしていきたいなというふうには思います。

○総務部長

それでは、私からは、もしも法に抵触する可能性がある場合についてはどうするのかということについてですが、状況にもよるとは思いますけれども、一般的にはやめさせる、あるいは中止する。または別の方法を考えるということになるかと思えます。

○秋元委員

最後に一言だけ、わかっていないので言いますけれども、今回ののぼり旗の件は、平成30年第1回定例会でも、

きちんと聞いてくださいよ、6月18日の月曜日にも横田委員から公職選挙法に抵触する可能性を指摘されてきたのです。それでもあなたは、やり続けると言うからこういうことになっているのです。原因はあなたなのです。

そして、6月19日に改めて選管から指摘されたこと、しっかり受けとめて是正しますと、法に触れないようにしっかり対応しますと言えば、こんなことにはならなかったでしょう。あなたの珍解釈がこういうことになっているのです。だから、しっかり自分が原因だということをわかりなさい。私が原因ではないですよ。議会というものを全くわかっていないですし、自分の責任もわかっていないあなたには早くやめていただきたい。市の職員もどれだけ今、仕事をしている市の職員が今回のあなたの発言で失望していると思いますか。あなた、そんな腕組みしていますけれども、今一生懸命働いている職員の方は、法をもとに一生懸命市民のために働いているのです。そのトップのあなたが、もしかしたら珍回答で、選管の言っていることが不十分だみたいなことを言い出したら、誰が法に従って仕事をするのですか。市民の皆さんに何をもとに、何を求めていくのですか。法を遵守してください、法を守ってくださいということは、あなたが率先して守っていかなければならないのに、指摘されたらわけのわからないこと言い出すからこういう問題になるのです。しっかり自分を改めていただきたい。そして、早くやめてください。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

○川畑委員

◎大阪府北部地震後の小・中学校の対応について

それでは最初に、6月18日に大阪府北部地震で大惨事が起きたわけですがけれども、これについて教育委員会に質問したいと思います。

大阪府北部地震で、死者を初め負傷者が多数発生しました。交通の麻痺だとか、火災や停電、そしてそのような大惨事の中、避難者が多く出ているわけですがけれども、中でも、高槻市では小学校のプールのブロックが道路側に倒れて、小学校4年生が犠牲になったということです。

問題は、どこよりも安全であるべき学校施設で起きたことが重大な問題だというふうに思っております。それで、文部科学省は学校を囲う塀だとか壁などについて、耐震点検や対策調査の対象外であったことで、これから校舎の外壁だとか照明器具などの耐震点検や対策の実施調査を進めていきたいという報道がありました。もちろん、二度とこのような痛ましい事故が起きないように、総点検しなければならないと思っています。

札幌市教育委員会は大阪の小学生在が犠牲になったことを受けて、ブロック塀を設置されている市立小・中学校、高校、そして幼稚園の13施設の緊急点検を行ったということです。道教委も札幌市を除く道内小・中学校1,329校に対して、各市町村教育委員会に調査を求める考えだと報道されていました。

それで質問しますけれども、当市教育委員会では、市内でブロック塀を設置されている市立の小・中学校、高校が何カ所あって、それはどこか、調査、把握しているかどうかお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

市内の小・中学校のブロック塀を有する校数ということでよろしいですね。小学校で3校、中学校で1校となります。

○委員長

質問者からは高校も入っていたと思いますが、把握されていますか。私立等はいかがですか。

○（教育）施設管理課長

市教育委員会では、高校は押さえてございません。

○委員長

私立はいいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○川畑委員

市内の小・中学校は災害時の避難場所にもなっていると思います。そして、どこよりも安全でなければならない場所なわけですが、ブロック塀だけではなく、校舎の耐震化とあわせて校舎の外壁だとか照明器具、あるいは土砂崩れなどの点検が必要ではないかと思うのですが、それらの調査についてはどうですか、されているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今おっしゃいました照明の安全性など、そういったことについてですけれども、文部科学省から「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」というものが作成されております。このガイドブックに従いまして、教育委員会としましては、3年ごとに点検を実施しております。

○川畑委員

今回のことでもって、新たに調査したということではなくてですか。今までしているということですか。

○（教育）施設管理課長

これまで行っているということでございます。

○川畑委員

詳しくは、きょうここで質問するというわけにはいかないと思っていますけれども、調査は、今私が質問しているのは、校舎の耐震化とあわせてやっているのだらうと思うのですが、学校を緊急に調査しろということ言われているのだけれども、それらについての、照明器具だとかをあわせてやっているのかどうかということを聞いているのですが、その点はどうですか。

○（教育）施設管理課長

今回は、特にブロック塀に特化して点検ということがされておりますので、ブロック塀の点検をしてございます。

○川畑委員

ブロック塀以外はこれからする予定でいるのかどうか聞かせてください。

○（教育）施設管理課長

こちらは定期点検で3年ごとに行っておりますので、1年間に10校ずつ行うような予定でおります。その中で実施していこうと考えてございます。

○川畑委員

それは、3年間に一度やっていくというのは、定例的にやっていくことですね。今回の震災によって、急遽必要ではないかと私は質問しているのですけれども、その辺についての調査はどういうふうを考えているのかということを知っているのですが。

○（教育）施設管理課長

現在の非構造部材の点検というのは、学校と学校設置者である教育委員会がそれぞれ分担して、協力して点検を行うようになっております。学校の中で、日常の点検の中で気になることがあれば教育委員会にも連絡をしてもらうような体制になっておりますので、連絡が来れば随時私たちは現場に行ってみるようになっています。

○川畑委員

私は、教育委員会が受け身ではなくて、むしろ、こういう事態が起きたのだから、小樽市は絶対安全だということ

とは言えないわけです。だから、あえて塀だけではなくて、学校の壁だとか、照明器具など、震災でそういう影響を受けないかどうかチェックしてほしいということを行っているのです。そのことについてはどうですか。

○（教育）施設管理課長

ただいまの、非構造部材の点検というのは3年に1回ですけれども、毎年学校の点検を行っておりますので、今回、夏季休業のときに、全校同じように点検をしたいと思えます。

○川畑委員

私はそんなに難しいことを質問していますかね。というのは、こういう事態が起きたのだから、文科省も全国にこういう塀だけではなくて壁も含めて点検しなさいということを行っているわけで、それに対して改めて緊急に対応しますということをお答えいただければいいと思うのですけれども、そういうことにはならないのですか。

そんなに難しく考えてもらうと、何だか質問したほうが悪いことをしているような感じがするのです。そうではなくて、今、こういう緊急事態が起きているわけですから、それに対して小樽市教育委員会として、学校関係の設備に対して早急にチェックしますという、そういう姿勢を出してほしいということです。

○（教育）施設管理課長

学校と協力しながら、点検を早急にしたいと思えます。

○川畑委員

◎新幹線のトンネル掘削による発生残土について

新幹線のトンネルの掘削による発生残土について質問したいと思います。

まず、我が党の小貫議員の代表質問に対して、昨年8月、鉄道建設・運輸施設整備支援機構は天神町会の説明会で、当初は余市町に搬出する予定であったが、札幌市に変更になったと報告しています。この答弁にあわせて、総務部長は地権者がオーケーということであれば、無対策土を受け入れるということで、札幌に持っていくということになったと、このように答弁されていたと思えます。

小樽市としては、共産党と機構のヒアリングで明らかになった、小樽で発生した発掘土のうち、無対策土については札幌の盤溪に運び込むということがいつわかったのかお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今御質問ありました、天神町会で説明いたしました無対策土を札幌市の盤溪に持っていくということを機構から確認したということですが、昨年の暮れくらいだったかと思うのですが、当初余市町に持っていこうとしていた土は、余市町が手続的にすぐ持っていけなくなったという報告をその時点で受けております。

その際に、その暮れの時点ですけれども、札幌市で受け入れの土は、予定しておりました盤溪地区を今考えているという話を聞いております。機構といたしましては、札幌市の地域の方にはまだ説明前でしたので、それがたしか今年の2月から3月だったと思えますので、その説明会を行った後に正式に盤溪に持っていくということが確定しているものだというふうに聞いてございます。

○川畑委員

そうしたら、小樽市としてはその3月の時点でわかったということでもいいのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

先ほど申し上げましたとおり、可能性としてまず昨年末に一度、そういう方向で今後進めていきたいということでは聞いております。ただ、そのときには札幌に持って行きますよという確定はされていません。先ほど申し上げたとおり、札幌市の住民にまだ説明前ということでしたので、その札幌市の住民に説明をした後に最終的に確定しておりますので、その時点で我々も確定したということで、年明け2月、3月の札幌市の説明会後に確定したということで聞いてございます。

○川畑委員

それでは、3月の時点でわかったのだというふうに確認させていただきたいと思います。

それで、個別トンネルの総括表というのがありますよね、これは御存じだと思うのです。朝里トンネルでも追加調査の必要性が表示されているわけですけれども、朝里トンネルの掘削をする中で、天神工区から要対策土が発生した場合、今、出ないだろうという、なしということで報告されているのですが、その発生土がもし出た場合、その発生土はどこに搬入することになるのか。それは札幌の盤溪ではなく、石切山に搬入することになるのか、その辺をお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

朝里トンネルは委員がおっしゃられましたとおり、施工前の事前のボーリング調査では、金属の数値は出ておりません。掘削していった後に出てくる可能性があるかないかというのは、掘っていかなければわからない部分はあるのですけれども、仮にそれが出た場合にどこに搬入するかということは、機構からは我々もまだ説明を受けてございません。

○川畑委員

それはそうしたら、どこへ持っていくかというのはまだわからないということですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今時点ではわかりません。

○川畑委員

それでは、朝里地区の説明会で機構から、契約済工区は閲覧可能な環境影響評価書に基づく事後調査等報告書に添付すると答えているのです。環境影響評価書に基づく事後調査等報告書のトンネル総括表では札幌トンネル、石倉工区で、カドミウムだとカヒ素、フッ素、鉛などの重金属がありとなっています。そして、その平均濃度も超過しているし、酸性化もありとなっているわけですけれども、そのための施工前調査が必要とされているのですが、地域住民に対してはこういう具体的な説明はされているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、おっしゃられていた環境影響評価書に基づく事後調査等報告書の中にある、個別トンネルの総括表、石倉工区の部分と朝里トンネルの部分につきましては、今月、朝里川温泉町会の方々を対象に行いました説明会の中で、同じものをこの総括表の写しを地域に資料としてお配りいたしまして、一通り一連の説明は機構から、この内容に基づいて行っております。

○川畑委員

その説明は、今、今月とおっしゃったのですが、それは今月にしたということですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

6月9日の土曜日でございますけれども、おっしゃられたとおり、この総括表に基づいて、そのときの説明会では、過去にやってきました説明会での疑問点のほかに、発生土についての説明も機構から行っておりますので、その中でこの総括表の内容について、機構で説明を行ってございます。

○川畑委員

そうですね、朝里の説明会の中では、報告書を出して、皆さんに渡してそれを説明しているということなのですね、間違いありません。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

間違いございません。資料の中に、先ほど申し上げましたとおり、朝里トンネルと札幌トンネルの石倉工区の部分の表を添付してございます。

○川畑委員

それで今、小樽市内の受け入れ予定地には、朝里の石切山と塩谷があります。塩谷地域でも、説明ではトンネル掘削発生土の受け入れについては、例えば塩谷であれば、塩谷から出る発生土を基本的に考えていると。ほかにも受け入れ先を探して、分散化したいと考えていると。場合によっては、ほかのトンネルからの発生土もこちらに運搬する可能性もあるというふうには答えていたと思います。私も参加していたので、そういうふうには聞いています。

具体的に、どこの発生土を搬入する可能性があるのか、説明が具体的にありませんでした。具体的にどこの発生土を搬入する予定なのか、その辺がわかれば説明してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、塩谷地区での説明会でございますけれども、今、委員がおっしゃられたとおり、機構の方からは昨年10月に行われた塩谷での説明会では、確かにほかの地域から入ってくる可能性もあるというお話は機構からされており、その後、具体的に塩谷の処分場所の調査を行いまして、大体どれくらいの量が入るかという計画を機構で行って、塩谷で2回目に3月にまた説明会を行ってございますけれども、そのときの説明としましては、可能性は確かに、ほかから入ってくる可能性があるのだけれども、どこかということは、そのときにも機構は特には言っていないです。

ただ、前提として塩谷の伍助沢で処分する土というのは、塩谷から出てくる土がほぼ中心になるだろうということで地域の方には説明されております。それから、朝里川温泉での説明につきましては、ここはまだ処分地としては決まっていますので、引き続き説明会を行っている最中ですが、やはりそこでも、どこの土が入るかという説明は機構からはされてございません。工事の進捗状況によっては入ってくる可能性があるよということでの前提での説明になってございます。

○川畑委員

トンネルの総括表では後志トンネル、要するに塩谷工区です。この発生土の性状だとか対策方針という点で、施工前調査によれば、セレンだとか鉛の重金属があると。その平均濃度も超過しているという表示がされていると思うのです。発生土の酸性化もあるというふうに表示されていると思います。これらについて、塩谷の説明会でもこの調査報告を地域住民に知らされているのかどうか確認したいのですが。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

塩谷地区の説明会が今年の3月に行われてございます。直近で3月になります。その際には、この個別トンネルの総括表の内容が、まだ第三者委員会段階の精査ということで、公表はされてございませんでした。ですから、現在、塩谷の住民の方にこの内容の説明はできていない状態でございます。

○川畑委員

それでは、この後いつ説明されるのか、そういうことを聞きたいと思います。

それと、私も塩谷に住んでいるものですから特に気になるのですが、2000年2月に新幹線のこの問題について、北海道知事が見解を出しているのですけれども、その中で発生土の処分について、関係機関と協議の上、具体的な処理計画を策定して適正に処分すると。そういうことで言われているのですが、その処分について、調査及び評価を行って、結果を公表すると言っているのですけれども、その点について公表が明確ではなくて、例えば評価表を見ても、総括表を見ても、それを参加者全員に配っているかどうかという点にも少し疑問があるのです。

これから塩谷は説明されることになるのだらうと思いますけれども、特に今塩谷の件について、この後の重金属の問題だとか、土砂の問題もどういう対策をとるのかという点が明確になっていないと思うので、それらについてどう説明して公表していくのか、その点を示していただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

塩谷地区での次の説明会のタイミングでございまして、まだ機構で今調整を行っておりまして、いつ説明

するかということは我々もまだ確認できてございません。ただ、塩谷の説明会の中でも、こういった土の内容というのでしょうか、そういったものを知らせてほしいという御意見が出ておりましたので、それにのっとった形で、機構で説明会をセットする予定で考えているというふうに聞いてございます。

それから、最後の件でございますけれども、発生土の処分場所の公表の仕方、現在、小樽市内で処分場所がまだ確定していないということもあまして、今回のこの環境影響評価書に基づく事後調査等報告書の中には、小樽市の部分は記載はございません。ただ、めくっていきますと、既に決まっている工区の発生土の受け入れ場所については要対策土受入地台帳ということで記載がございまして、小樽市でも、要対策土の部分で処分地が確定しましたら、この台帳に記載されて公表されていくものというふうに聞いてございます。

○川畑委員

前に私が伺ったときに、塩谷沿岸の漁業者に説明会を行われているということで、漁業者は濁水の対策について納得しているというふうに聞いたのですが、それは何に対して納得しているのか。例えば、重金属だとか酸性化についての説明がされているのかどうか、その辺について確認したいのですが。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

塩谷地区の方々、特に漁業者の方々ということでお話を聞いておりますけれども、漁業者の方を対象に機構でも2回ほど説明会を行っております。その中で寄せられていた、一番多かった意見というのが、トンネルの掘削土というよりは、工事にかかってつくる工事用道路、こういった部分から出てくる水も含めて、濁水ということで川に流れ込んだときの漁業被害がすごく心配だという声が多く出されておりました。

機構ではその点を踏まえまして、その工事用道路から出るであろう水の部分は沈砂池を設けるなり、それから傾斜の部分を工夫して川に影響を及ぼさないような形で進めたいということで説明をしております。

漁業者の方からは、先ほど住民の方からも出ていた意見と同じように、引き続き情報がわからないと心配なのでという声もありましたので、塩谷地区の説明会、住民の方への説明会と合わせて、漁業者の方々にも再度説明した上で処分地を進めていきたいということで聞いてございます。塩谷についても、まだ処分地としては確定しておりませんので、先ほど申し上げたとおり、説明会は続いていくというふうに聞いてございます。

○川畑委員

その説明の中で、重金属や酸性化についての説明で納得できるのかどうか、その辺の答えが今なかったと思うのですけれども。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

私もその説明会には可能な限り出ていたのですが、漁業者のときには1回目には出られないという状況がございましたけれども、知る限りでは酸性化について機構から積極的に話が合ったというふうには記憶はしていません。逆に、出席者から重金属に対しての質問もそんなには多くなかったかと思っておりますので、次に塩谷での説明会をしていく際には、その点も踏まえた形で行ってほしいというようなことを機構にも伝えていきたいと思っております。

○小貫委員

◎新幹線のトンネル掘削による発生残土について

川畑委員の説明に関連して、要は公表のあり方なのだと思うのですね。今、事後調査等報告書が閲覧されていますけれども、その閲覧や説明会を行うことをもって、公表されたというふうに市としては認識するのか、それは不十分だと認識するのか、そこはいかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

小貫委員がおっしゃられているのは、例えば説明会であれば限られた方、地域の方、塩谷であれば塩谷に関係する方、朝里川温泉であれば朝里川温泉付近の方にしか声がかかっていないという部分もございまして、それからこ

の冊子の縦覧ということであれば、市役所と鉄道・運輸機構の小樽鉄道建設所に行かなければ見られないという状態に、今なっております。

我々としても、今回公表するに当たりまして、沿線の自治体との打ち合わせがあったときに、それだけの見せ方では、やはり足りないのではないかという声もあり、例えばホームページで広く見られるようにしていくことも必要なのではないかということを機構には伝えてあります。ただ、今回はホームページの部分は間に合わなかったという事情があるようでして、それについては引き続き多くの方が見られるような環境を整えてほしいということは引き続き伝えていきたいと思っております。

○小貫委員

今のは公表のあり方、問題はあと公表の質なのですけれども、今、私たちが問題にしているのは重金属の関係です。それが川畑委員が取り上げたところには、基準値を「超過している」と「超過していない」としか書いていないのです。どの重金属の基準値が幾らで、幾ら含まれているというところまでは公表されていないのです。だから、これも市として、そこまでもきちんと公表してほしいということを一言述べておいてほしいのですけれども、これについてはいかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今回の個別トンネルの総括表の中で、おっしゃるとおり基準超過なしということであれば、なしという形で終わっている状況でございます。施工中の調査が一般的には必要になってきますので、その必要性は書いてあるのですが、事前のボーリング調査で試料を何本かとって、そのうち基準超過があったものについては、その物質名と超過平均濃度ということで、それぞれその物質の数値は幾らだということでご覧いただけます。どの見せ方がいいのかというのは、余り複雑にすると、先ほど言いましたように誰でも見られるようにするという部分では難しくなる可能性があるかもしれないのですけれども、これ以上の部分、どういったものが出せるのかというのは機構にも確認していきたいというふうに思っております。

○小貫委員

◎人事について

代表質問でいろいろ聞いたのですが、再々質問に対する答弁で総務部長が、簡単に言えば地方公務員法上、留任というのはないのだけれども、ただ、内申書というのは地公法第15条に規定があるということなので、基本的なところなのですが、まず第15条を読み上げていただきたいと思います。

○（総務）職員課長

地方公務員法第15条「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定されております。

○小貫委員

今読み上げたとおり、簡単に言えばその任用について能力の実証が必要だと、こういうことで確認しますけれども、どうですか。

○（総務）職員課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

それでは、任用とは何かという問題なのですけれども、職員課長、たしか第一法規だったと思うのですが、そこに注釈が書いてありますので、それを紹介してください。

○（総務）職員課長

要約して申し上げますと、職員の任用とは、採用、昇任、降任、または転任のことをいうという解説でございます。

○小貫委員

総務部長は、私の再質問に対する答弁で、こうも答えているのです。留任内申を含めた人事異動内申だと。そして、これを地公法上第15条に定めているというふうに述べたのです。

私はそうではなくて、この第15条に定めているのは、留任内申を含めない人事異動内申を定めていると、こういうふうに解釈するのですけれども、これはいかがですか。

○（総務）職員課長

確かに、留任については地方公務員法上は能力の実証は求められておりませんが、内なる内申書が昇任だったり、希望だったり、留任だったりという、原部の希望として提出されておりますので、例えば原部の希望が留任だとしても、原部の希望というのは当然、原部のことを第一に考えてのことだと思っておりますけれども、任命権者としては特定の部だけではなく、全庁的なことを考えなければなりませんので、必ずしも原部の考えと一致するものではない。

また、原部の希望が留任だとしても、異動や昇任となる場合があり得るし、また公平性の観点からも、一部の職員だけを評価するというのではなくて、原部の希望の種別にかかわらず、あらかじめ地公法第15条に規定する、その他の能力の実証であります、内申書を提出してもらっているという前提がございまして、結果として留任希望だったものが異動や昇任となれば、それは内申書が既に提出されておりますので、地公法第15条の能力の実証になりますし、原部の希望どおり留任となれば、同条の能力の実証は地公法上は不要ということにはなりますが、これはあくまでも結果的な話であって、人事異動作業の過程の中では職員の個々の業績や能力、執務態度、健康状態、本人の希望などを把握する上で必要であるということで、結果的にその留任の部分を実証に、その前提としては入っているということでございます。

○小貫委員

聞いたことに端的に答えてくれればいいのですけれども、私は、これは1回、総務部長訂正の後での答弁ですからね、留任内申を含めた人事異動、人事異動内申、これは地公法第15条に規定する能力の実証に該当するというふうに答えているのです。私は、この意味は正しくなくて、地公法第15条に定められているのは、留任内申を含めない人事異動、小樽市は留任内申であるけれども、そうではなくて、人事異動内申について規定しているのではないですかということを知っているのです、そこを端的に教えてください。ああだこうだと言われるとわかりにくくなるので、お願いします。

○（総務）職員課長

留任自体は、能力の実証は求められていないのですけれども、その原部の希望が留任という形で出されてきた内申書は第15条に規定する、その他の能力の実証になりますので、結果的に留任希望が留任のままであれば、それは第15条に規定する能力の実証を求められていないという結果であって、それが異動とか昇任とかというほうに、原部の希望と違う形の人事異動が行われる際には、能力の実証になり得るものというところで、留任内申というものも内申書という一つの書式の中の一形態としては、そこは能力の実証に含まれているという考えでございます。

○小貫委員

それでは、そもそもこの間議会答弁してきた、留任内申をつくった理由を説明してもらえますか。

○（総務）職員課長

平成27年度の人事異動においては、基本的には異動と昇任という部分で内申書が提出されていたのですが、そのときに、そういった内申書を提出する職員は一定の期間の中での時点での評価をするという中で、全員が評価されていないというところの課題ということがあって、それで28年度の人事異動から、まずは管理職だったのですけれども、留任希望だとしても内申書を提出する形に変えてございます。

そして、29年度からは医療職は除くのですが、係長職以上についても原部の希望が留任だとしても提出を求めて

いるという形でございます。

○小貫委員

過去の答弁であった、導入した目的をきちんと答えてください。

○（総務）職員課長

失礼しました。まず、全員が評価されていないというところの課題を解決するために出してもらったというのは、一つ目的としてはございます。

○小貫委員

本会議でも言ったけれども、私たちは人事評価を認めていないですが、人事評価は全員を評価するためにやるのですよね。そうしたら、最初につくった目的は全員を評価するためだと、内申は、留任のところに書いてある。でも、それは人事評価でやられてしまうと。人事評価はきちんと地公法上も定められていると。それに基づいて、人事異動をなささいよ、任用をなささいよというのも定められていると。それだったらやはり留任というのが内申書としては意味をなくすでしょと、本会議でも言ったけれども、そう思いませんか。

○（総務）職員課長

人事異動内申書と人事評価の兼ね合いにつきましては、本市の場合、人事評価のうち能力評価は9月末に評価し、そして業績評価については3月末に評価します。そして、人事異動の作業を行う上で、1月中旬には、やはり内申書を提出してほしいというタイミング的なことがまず一つございます。

また、人事評価が人事異動における能力の実証になり得るということでございますけれども、内申書は能力や執務態度だけではなく、業績も評価観点としてありますし、そのほかにも人事評価にはあらわれてこない職員の健康状態ですとか、そこに職員本人の異動希望など、そういった人事異動を行う上で把握する必要がある項目も網羅しておりますので、人事評価があったとしても内申書は欠かせないものであると考えております。

○小貫委員

ただ、だから、職員の状態も含めて異動内申なり昇任内申が出されるわけでしょう。単純な能力の評価というのは、能力と業績の評価は9月と3月で行われると。基本的に1年で異動しなければ、9月、3月、9月と3回の人事評価が最低でも、今1月と言ったのだからあるということになるのです。そうしたら十分でしょうと思うのですが、いかがですか。

○（総務）職員課長

職員の能力という部分では、9月、3月、今おっしゃったように9月ということがございますけれども、人事異動を行うに当たって、やはりまず1月の時点で提出してもらって作業を進めるということで、もちろん人事評価自体も内申書を作成するに当たって、例えば9月の能力評価で内申書で言うところの能力とか執務態度に反映させるということもございますし、あと今年度の業績、まだ3月を迎えていない中での、どのぐらいまで進んでいるかというような観点もありますし、先ほど申したとおり人事異動を行うに当たって、能力以外の部分、健康状態ですとか、あとは本人の異動希望ですとか、そういったものも必要ですし、やはり人事異動作業を行う上での統一した書式の中で、今時点でのそういった能力、業績、執務態度、健康状態などが網羅された書類をもとに作業するというのは、それは一つ効率的な面もございますので、内申書は欠かせないものだというふうに考えてございます。

○小貫委員

その論理で、なぜ欠かせないかということ、昇任異動や昇任内申や、異動内申を無視してやるから欠かせなくなるのです。無視しなければ、そういうことは欠かせないとはならないのです。本会議でも言ったように、昇任内申は53人で、ところが昇任したうち13人は昇任内申ではないと。一方、昇任内申で昇任しなかったのは33人だと。こういう変な数字が出てこなければ、留任内申があったとしても問題にはならないのです。こういう変な数字が結果として出てしまうから、それは公平性に欠けているのではないのかという疑惑が生まれてくるわけなのです。や

はり、人事異動というのは公正に行わなければいけないと私は思いますので、この疑惑を持たれるようなことはしないということが必要だというように思います。これは疑惑を持たれないようにという点では、改善する必要があるのではないですか、どうですか。

○（総務）職員課長

人事異動に限らず、業務を行っていく上では、業務改善ということは念頭に置く必要はあると思いますけれども、少なくとも原部の希望が留任だとしても内申書の提出を求めるといふ、この今のやり方のこの部分については変える考えはございません。

○小貫委員

◎議案第2号平成30年度小樽市一般会計補正予算について

付託案件があるので、議案第2号平成30年度小樽市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

生活保護基準の見直しに伴うシステム改修なのですけれども、この間、相次いで2006年の高齢加算の廃止、2013年の生活扶助、期末一時扶助の関係で2015年の住宅扶助と冬季加算の相次ぐ基準引き下げという流れの中で、今回また実施されているのですが、幾つかのモデルケースを示してほしいのですけれども、例えば高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、小学生を持つ母子世帯、3歳未満児を持つ母子世帯などで、2012年度の基準と今年度見直しになる基準を比較して教えてください。

○（福祉）生活支援第2課長

今、御質問のあった今年度、平成30年10月から行われます基準改正の見直しのモデルケースでお答えいたします。ただこれは、まだ生活保護基準の細かい通知が来ておりませんので、昨年の29年10月に国から世帯累計ごとの見直しの影響のモデルケースが示されましたので、それをもとにお答えいたします。これは、冬季加算が含まれていない、普通の夏の生活保護の扶助費でお答えいたします。委員の質問にあったように、今回30年10月からの見直しですが、これは3カ年で、32年10月までで段階的に行いますので、最終的な32年10月との差でお答えいたします。

まず、2012年といいますと平成24年なのですけれども、75歳の夫婦世帯で10万2,600円でしたが、32年10月では10万4,000円になります。これが高齢者の夫婦世帯です。高齢者の単身世帯は、75歳の単身世帯で22年は6万8,950円で、32年10月で6万5,000円になります。

それから、小学生を持つ母子世帯、これがまず、30代の親一人と小学生の子一人で、22年で14万3,030円、32年10月で14万円ちょうどです。あと、40代の親一人と小学生一人、中学生一人の母子世帯ですと、24年で19万5,880円です。32年10月で17万7,000円。40代の親一人と高校生一人、中学生一人ですと、24年が19万3,170円で、32年10月で18万2,000円となります。あと、3歳未満の母子世帯なのですけれども、これはたまたま、国からの通知には、この世帯のモデルケースがなかったもので、まだ通知がきていないので、こちらはお示しできませんのでよろしく願いいたします。

○小貫委員

3歳未満児のいる世帯を出せないということだったのですが、小学生一人の場合、若干下がるというのが示されましたけれども、3歳未満児の母子世帯の場合、大体下がるのか上がるのかぐらいはわかるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

母子加算が、3歳児は現行で1万5,000円です。それが段階的に3年後には1万円になるということになっておりますので、ただ、単純に考えても少し下がるというふうに考えておりますが、下がるのも5%未満というふうに、まず頭打ちが決まっておりますので、それ以上は下らないというふうに理解しております。

○小貫委員

もう一方で、母子世帯の二人の場合のケースも紹介いただきましたけれども、この場合、一人の世帯よりも下げ幅が大きくなるという形で示されましたが、世帯人数がふえると影響額は大きくなるのかなと、私は今聞いて思っ

たのですけれども、この理由について示してください。

○（福祉）生活支援第 2 課長

これは、厚生労働省の一般低所得者の消費支出と保護費を比較して、5 年ごとに見直されている生活保護の基準なのですけれども、それで今回平成25年に続いて30年にも行われるわけですが、それによりましてその生活実態が、これは24年と比べてしまうとかなり差があるように感じると思うのですが、現行と比べますと上がっている世帯もありまして、先ほどもお話ししましたが、下がっている小学生一人と中学生一人の40代の母子世帯が7,000円ほど下がると思うのですが、ほかは現行と比べるとやはり少し上がったのもあるので、その基準、一般低所得者の水準に合わせて運用されていると思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

今の生活支援第 2 課長の説明を補足させていただきたいと思いますが、実際には、今回の見直しにおきまして、年齢別、世帯人員別、それから地域別に生活実態に合わせて見直しを行ったというふうに厚生労働省から説明がありまして、特に、例示させていただいた母子世帯の例なのですけれども、食費の部分に当たる第 1 類費が前回の基準よりもかなり大きく見直しがございます、その部分で大きく差が開いているといった部分がございますので、どうしてこういう形になったのかということまでの分析といいますか、考え方については説明できませんけれども、そういったところが原因かと思われまます。

○小貫委員

今、生活支援第 1 課長が答えたのですが、簡単に言ってしまうと第 1 類費で今言ったけれども、結局、通減率が大幅に下がるということが一つあって、それで世帯人数がふえると下がるのではないかとということ、第 2 類費でも結局落ち込んでいるわけです。そうしたら、人数がふえれば引き下がるのではないかとということ、私は理由に思ったのですけれども、そういう答弁ではなかったもので、それは私の見解として押さえておきます。

それで、本当はいろいろ改正の問題点もやろうと思ったのですけれども、先ほど答弁の中で、消費実態を踏まえてということをお話しされましたが、ただ、今回の改正、改正とは言いたくないのですけれども、見直しによって市として、本当にそれで健康で文化的な生活を保障できるというふうに思っているのか、結局、今言ったように母子世帯で仮に子供の人数がふえれば余計基準が引き下がると言っ、やはり子供が多ければ多いほど余計に寄り添っていなければいけないですから、収入がそれほどないわけです。そういう、さらに働けないもとで引き下げていくということが、健康で文化的な生活というふうに言えるのかどうか、これはどうでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、健康で文化的な生活と言えるかどうかということですが、健康で文化的な生活というものが具体的にどのような状態を示すかは、これは明確に示されていないところでありますけれども、先ほども言ったような一般低所得者世帯の消費支出と保護費の支給額を踏まえて出された基準額ということになっておりますので、それを踏まえての、それにのっとってといったことになると思うのですが、やはり子供を持っている世帯であるとか、今まででもらっていた保護費が減るということは、その世帯にとって、たとえ少しであっても厳しいところがあると思いますので、それに寄り添っては行きたいと思っております。また、教育費であるとか、そのほかのもので基準というのはまた変わっていくと思いますので、それで寄り添っていきたく思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

自民党に移します。

○山田委員

◎防災について

それでは、私から代表質問で質問した項目からお聞きしてまいります。

まず、防災です。今回、6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部で震度6弱の地震を観測、大阪府内で17万棟、神戸圏内で約500棟の停電。午前11時半時点では3名の死亡、47名の負傷が確認されたと聞いております。この地震による、この時点の3名の方にお悔やみを申し上げますとともに、47名の負傷された皆様方に一日も早い御回復をお祈りいたします。

それでは、さて、この政府の地震調査研究推進本部では、有馬一高槻断層帯で今後30年以内にマグニチュード7.5程度の地震が起きる確率を0.1%未満として評価していました。ただ、気象庁の地震津波監視課の松森敏幸課長はマグニチュード6程度の地震は日本全国、いつでも、どこでも、発生してもおかしくないという話をしております。この中で本市の、この高層マンションが建ち並び、エレベーターへの閉じ込めや高層階での火事、人命救助が求められるところがございます。

また、インフラでは水道管の破裂、電力、交通網の大混乱、被災者の救命救助などが挙げられ、大規模になれば自衛隊の救難救助の要請、上空からの被災地状況の確認などが挙げられます。これら指揮監督等の調整など、迅速な対応が求められるところです。

ここで、代表質問では、市長の能力、技量を高めるセミナーへ出席したのかしないのか、今回は議会対応で出向くことはできなかったということでもあります。そこで質問です。いつこのセミナーの開催を知ったのか。いつ出られないと判断したのか、まず、お示してください。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

御質問のありました時期につきましては、4月に後志総合振興局から通知がありまして、所管課を通じてその日程調整をした結果、参加できないという整理になった次第です。

○山田委員

ということは、4月の時点で知って、6月に議会があるということで、その議事を優先したために出られないということよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

開催時期が6月6日ということで、定例会の時期と重なるということで議事を優先したということでございます。

○山田委員

それでは、議会にぶつかった6日ということで判断したということではありますが、4月の通知のときに議会の日程がわかったということよろしいですね。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

もちろん、4月の時点では議会の日程は確定ではございませんけれども、例年この時期に議会が行われているということで、そういう調整を図ったということでございます。

○山田委員

疑問があるのです。私の答弁の中にも、議会のためというふうに言っておりますが、この通知時点で、今言われたように6月には確かに議会はありますよ。ただ、こういう市長が、やはりトップセミナーです。それを、出られなくて、この4月の時点でまだ日程がわからないのに、これを取りやめたというのは私はおかしいと思いますけれども、委員長、これはおかしいということで担当者に聞いてください。

○委員長

おかしいのではないかと質問だというふうに思いますが、いかがですか。

○(総務)秘書課長

市長のスケジュールにつきましては、議会対応を最優先に考えておりますので、間違いというふうには考えておりません。

○山田委員

それでは確認のために、その4月の時点で、4月何日に通知が来たかお示してください。

○(総務)災害対策室佐藤(直之)主幹

通知につきましては、後志総合振興局を通しまして、4月24日付の文書で来てございます。4月25日に市長が議会の予定の日程ということで、参加できないということでの整理をしたところでございます。

○山田委員

ということは、4月25日に来て、6月の議会のために、もうその時点で欠席ということで判断したということでのよろしいですね。

○(総務)災害対策室佐藤(直之)主幹

そのような形になっています。

○山田委員

では、そのセミナーのスケジュールはどういうふうになっていますか。聞かせてください。

○(総務)災害対策室佐藤(直之)主幹

セミナーにつきましては、6月6日水曜日ということで、14時から15時30分という日程で行われております。

○山田委員

6月6日水曜日、14時から15時30分ということでよろしいですか。

○(総務)災害対策室佐藤(直之)主幹

よろしいです。

○山田委員

そういうことであれば言わせていただきますが、通常であればこの1時間半が、本当に市長としてこの防災対策に関することについては、私は行けないはずはないと思っています。そういった点で、市長はどうですか。市長の御感想があればお聞かせください。

○市長

私自身も、危機管理に対してのセミナー等も含めて、今、災害があった場合においては指揮命令する場合は当然起こり得ますので、情報収集であったり、学べる機会があればということで常に災害対策室と情報をいただいたときも含めて、出席できるようにしたいという思いで判断をしているところではございます。しかしながら、今までも各担当部より答弁させていただきましたけれども、今回のトップセミナーにおきましては、小樽市議会の開会中であるということとともに、やはり場所が遠方だということもあって、その対応ということが難しいのではないかとということで、先ほど来からお話ししているように欠席という判断をしたというところでございます。

○山田委員

そういうことであれば、まず、そのセミナーはどういうような内容だったのか、その点は押さえていますか。

○(総務)災害対策室佐藤(直之)主幹

東京でのトップセミナーの内容につきましては、市町村の危機管理対応についてということと、市町村の災害対応の強化についてという中身などについて、講演講義が行われました。

○山田委員

では、このセミナーには、本市から誰も行っていないということで確認してよろしいですね。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

本市からは参加しておりません。

○山田委員

4月25日時点でこういうセミナーがあって、誰も出席していない。これはどういうことなのですか。災害対策意識に欠ける部分ではないかなと私は思うのですが、その観点から答弁を求めます。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

今おっしゃられるように、確かに東京でのトップセミナーにつきましては、参加がかなわなかったところがございますけれども、この後7月に札幌で同様のトップセミナーがあるということですので、これにつきましては市長は出席予定となっております。また、過去にも市長におかれては札幌でのセミナーについては出席されておりますので、そのようなことにはならないのかなというふうに思っております。

○山田委員

過去に、そうですね、市長が出ていたのも私も見ていました。そういったことでは、今回、こういうようないろいろな形で今、防災については取り組んでいるときに、やはりこういうセミナーがあるときには、現場のそういうような情報をいち早く取り入れるべきだと私は考えています。そういう点では、少し小樽市は防災意識が低いかなと思っております。

今回、防災についてはいろいろ対応されているとは思いますが、市長がいなくなったときの、例えばこの防災の総合指令室のあり方、これについてはどういうふうに考えていますか。要するに、市長がいなくなってトップの指揮指令をする人間が不在のときは、どういう対応をとるのかということなのです。

○（総務）災害対策室佐藤（直之）主幹

市長が不在のときはということでございますけれども、当然、その代理という形で総務部長がやられるという組織体制になっております。

○山田委員

そうですね、今、副市長が不在のため総務部長ということなのです。それでは総務部長にお聞きしますけれども、その災害対策の場合、今この本庁舎が潰れたとして、一昨日ですか、消防庁舎で指揮命令をとる。だけれども、その消防庁舎の講堂は指揮命令をするときには手狭だということをお聞いたのですが、それは本当ですか。

○（総務）次長

本会議で中村吉宏議員の御質問にお答えしましたのは、災害時に本庁舎が潰れてしまった場合に、その対応としてどうするのかというお話であったかと存じます。その場合には、残存機能を移して対応したいということでございまして、それについて消防庁舎も考えられる。そのときには、消防庁舎が狭いという場合はどうするのだというお話でございましたので、災害時の本部機能としての消防講堂が狭いというお話は特にしてございません。

○山田委員

それでは、仮にそういう消防庁舎全体を通して使えるということでもいいのですよね。対応できるということでもいいのですよね。

○（総務）次長

何についてのお話はわからないのですが、まず残存機能について対応するということになりましたら、消防庁舎では狭い。その場合には、残っている施設、どういう施設が残っているかわかりませんが、例えば小樽市民センターで行うですとか、そのようなお話をさせていただいたところでございます。ですから、災害時の災害対策本部を設置する場合には、消防講堂で対応するということが前提となっております。

○山田委員

災害対応ということでは、港の小樽地方合同庁舎、2年前ですか、後志管内についてのそういう通信、それから

いろいろな自衛隊の調整だとかで、あそこでもされているのですよね。ですから、そういうこともトップの方は加味して、いろいろなことを知っていなければ私はいけないと考えています。そういった意味では、今回、そういうふうにトップセミナーに出席されないこと自体、私は失望しています。そういった意味では、もうこの質問はいいです。

◎人事異動について

次に、人事についてお聞きします。

今回、代表質問でも人事異動について聞きました。医療職を除く早期退職、希望降任ということで聞いたのですが、この希望降任者数、山田市政の最後の 4 年間では 1 名、中松市政の 4 年間では 2 名、森井市政の 3 年間では 15 名です。中松市政の 7.5 倍、山田市政の 15 倍です。最初に、この 15 名はどの職位からどの職位へ降任されたのか内訳をお示してください。

○（総務）職員課長

まず、次長職から係長職へ降任したのが 1 名です。そして、次長職から主任職、係員のことなのですが、これが 1 名、課長職から係長職が 5 名、課長職から主任職が 1 名、係長職から主任職が 7 名でございます。

○山田委員

次に、この希望降任の事情を聞き、留意をしていると聞きます。では、その主な理由を把握していれば、その把握している範囲でお答えください。

○（総務）職員課長

降任希望者から提出されます降任希望申出書に、降任を希望する理由等が記載されておりますし、また、本人とも面談を行っていますので、そういう事情とか理由は把握しているところでございますけれども、やはり、ここは個人のプライバシーの観点がございますので、詳細については差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○山田委員

そういうプライベートなことですから、私も詳しくは聞きませんが、その主な理由として、例えば家庭の事情、身体的な事情、そういうものもあると、そういう枠では押さえてはいませんか。

○（総務）職員課長

当然、それぞれの職員がどういう理由で希望降任するかというのは押さえているところでございます。もちろん、体調面が理由でしたり、そういったものは押さえてはおりますけれども、今この場で詳細については控えさせていただきたいというふうに思います。

○山田委員

この人事異動の内示があつて、昇任や異動、そういう内申書がありますが、全て現在あるということでもいいのか、まずそれが 1 点。

それから、事務引継書をもとにして、相応の時間をかけて業務をしていると思いますが、この引き継ぎは、前に聞いたときは 1 日ということでは聞いていたので、そのほか報告・連絡・相談、こういうような報連相対応をどうしているのか聞かせてください。これが 2 点。

それから 3 点目です。これはもう 2 年前の話になりますが、平成 28 年 4 月 3 日のはがきの話で、今、ここにあります。この次長人事の調査をお願いしますということで、いろいろと名前は書いていません。これは、「市の OB ですが、こんな局の人事は許されないものです。なぜ、技能職上がりの職員が主幹になって、それもどうして 1 年で次長昇任なのでしょう。ろくに試験を受けて入ったわけでもなく、おやじのこねで入ってきた職員が、市長派というだけで、そこまでやっていいのだろうか。市役所の試験を受けて入ってきた事務、技術職員の後輩はかわいそう。このほかの職員はできが悪いのでしょうか。決して、技能職の昇任を否定するものではないが、それにしても、今回のこの人事はおかしい。次長職の能力はないと思うが、上申はあるのでしょうか。どうか、疑惑を暴い

てください。」という、こういうものが来ていました。本当に、私も議員になってこういう部類のはがきは初めてです。これは28年ですけれども、これについての市長の感想を求めます。

○（総務）職員課長

まず、1点目の内申書につきましては、先ほど小貫委員の御質問の中でもお答えしたとおり、現在、医療職を除きますけれども、係長職以上の職員については昇任であろうが、異動だろうが、留任であろうが、内申書を提出してもらっております。また、事務引き継ぎについて、2点目ですけれども、場合によって1日かけて行う場合もありますし、例えば午前、午後と2日間に分けてというの中にはあるかと思いますが、やはり異動内示が出て発令までの期間はわずかな期間でございますので、当然全て網羅して引き継ぎというのは難しい部分はあるかと思えますけれども、仕事をしていく中でわからない点や確認しなければならない点というのは、随時、前任者であったり、その職場の職員だったり、いろいろそういった確認をして業務を進めていくというところでございます。

それと、先ほど人事異動の観点での御感想ということでございましたけれども、ただ、人事異動、まず、先ほど触れましたが、公平性を図る目的で内申書のあり方を見直すなど改善を図っているとともに、また、その内申書なども踏まえて、職員個々の能力や適正等を把握し、公平・公正かつ適材適所の観点で人事異動を行っているというところでございます。

○山田委員

職員の研修は1日が基本だということがよくわかりましたが、なるべくそういうことを、時間をかけて、その適所をもってしていただきたいと思えます。それと、今の私の質問の中で職員課長がお答えになっていますが、こういうのはがきのこと、来ること自体が私は、この小樽市の人事に少し疑問を持っています。少しではないですね。やはりこれは問題があるはがきだと私は思っています。このことについては、今後もさらに突き詰めて調査していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○中村（吉宏）委員

今の議論経過を聞きまして、留任内申ですか、先ほどの共産党小貫委員の質問もそうですし、当会派、山田委員の質問もそうですけれども、留任内申というのがどうやら内申のない異動の隠れみのであり、また、恣意的な人事異動を行うための予防線といいますか、そういう可能性を十分秘めているのだなということを、私も疑義の目を持ちました。これから調査していきたいと思えます。

◎市長の政治姿勢について

市長の政治姿勢についてです。

先ほど、秋元委員の質問等にもありましたけれども、市長の個人名入りののぼりを持った街頭活動についてお伺いしますが、選挙管理委員会から公職選挙法抵触の可能性の指摘を受けたのは、おおむねいつごろかお答えください。

○市長

その点につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、はっきりとした日付は覚えておりません。ただ、今定例会の前であったというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

今定例会の前のおおむねいつぐらいですか。まだ雪があったころとか、もう雪が解けてからとか、そのあたりも示せませんか。

○市長

恐縮ですが、はっきり覚えてはおりませんけれども、でも、雪はもうなかったというふうな感じはしております。恐縮ですが、日付と、また時期等は明確にはお答えはできません。

○中村（吉宏）委員

選挙管理委員会で把握していればですけども、市長の、その抵触の可能性を指摘された日付なり時期なりがわかればお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

前にもお答えさせていただいたと思うのですが、対象者が特定されるような、個別の案件についての答弁は差し控えさせていただいております。御理解ください。

○中村（吉宏）委員

指摘があったことは市長も認められているのですけれども、それでも示せないということですか。

○選挙管理委員会事務局次長

やはり差し控えさせていただきたいと思います。御理解をお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

注意を受けた後も、同様の活動というのは続けられていたのでしょうか、市長にお伺いします。

○市長

これについても先ほども答弁いたしましたけれども、恐縮ですが、そのことも明確には答えられないというところでございます。

○中村（吉宏）委員

理由は何ですか。

○市長

日が明確ではないので、残念ながらお示しはできません。

○中村（吉宏）委員

雪が解けた時期で、今はもう初夏になっていますけれども、まさか、昨日とか一昨日の話ではないと思うのです。いかがでしょうか。

○市長

先ほども答弁させていただきましたけれども、この議会の始まる前であったかなというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

わかりました、また調査していきます。

質問はまた、別の質問になりますが、この2日間、当委員会は空転をしておりました。先ほどの市長の見解ですと、自分は根拠を示すのに時間がかかると言ったのに、議会が調べろと言ったから、おくれたのは議会のせいだというようなお話をされていましたが、そもそも、市長が個人名入りののぼりを持って街頭活動を行っていることについての法的な根拠を問われて、それを速やかに答えられなかった。答えるべきものを速やかに答えられなかった市長の責任であると我々は考えております。

それについて伺いますけれども、今回、総務部が根拠を示すための発言の調整をしていたと思います。それに基づいて、おとといは他の地域の政治家の方への聞き取りをされていたということですけども、誰がどのような、誰がというのは役職とか部署の方がどのような方法で調査していたのか教えてください。

○（総務）総務課長

どういう人員でやっていたかということで、よろしいでしょうか。

総務部の職員で、手分けをしてインターネットで調べた、のぼりを持って街頭演説している方をピックアップしまして、その方に電話をして聞き取り調査をしました。

○中村（吉宏）委員

大変な作業だと思うのですけれども、こと議会で問われているのは、市長ののぼり旗を持った行動の合法性とい

うか法的根拠ということだったので、法的根拠というからには、もちろん合法でなければならないよと、サンプル調査された方たちの行動が合法でなければならないということだと思えるのですけれども、そういった意味で、調査された方たちのそれぞれの結果、調査結果の合法性というのは担保されているのですか。

○(総務)総務課長

それぞれの方が、それぞれの方の解釈でやっているということなので、合法性が担保されているかということ、それは何をもって担保するのかなというのがあるのですが、担保されているかということ、あくまでもそれぞれの方の解釈ということで私たちは捉えていますので、担保するとはまでは言えないのかというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

適法かどうかはわからないけれども、皆さんそれぞれの解釈であったりということによってやっていらっしゃることでした。いろいろな見解が示されていましたが、中には大上段から政治活動の自由を保障されるべきだと。確かにそうなのですけれども、それも無制限にかというお話もあるので、これが直ちに根拠づけのものにならないのかなというふうに、いろいろなことを考えながら伺っていましたが、ではその市長ののぼりの辻立ちの法的根拠ということいろいろありましたけれども、もちろん法的根拠と言うからには、先ほども申し上げましたが、やはり適法であるという根拠でなければならないと。そういった意味で、その適法かどうかを選挙管理委員会には確認されたと思いますけれども、例えば北海道選挙管理委員会ですとか中央選挙管理委員会や、裁判所はわかりませんが、顧問弁護士もいらっしゃると思うのですけれども、そういう方たちにはそういった問い合わせはしたのでしょうか。

○(総務)総務課長

道選管などには、市の選管から確認していると思います。総務省への確認は、先ほど秘書課長から報告したとおりです。私どもから顧問弁護士には特に照会はしておりません。

○中村(吉宏)委員

小樽市選管から道選管に確認をした事項というのは、きょう要求している資料のとおり、公職選挙法第143条第16項第3号、これについての見解ということなのですけれども、そのほか、何か市長が主張されるような根拠についての確認はされていないということですね。

○(総務)総務課長

こちらからは照会はしておりません。

○中村(吉宏)委員

こういう場合、市長がかかわっている行動であり、小樽市の正当性も示さなければならないシーンかなと思うのです、市民に対して。顧問弁護士に聞かなかった理由というのは何なのでしょう。

○(総務)総務課長

聞かなかった理由と問われると、特にないというふうに答えるしかないです。

○中村(吉宏)委員

市長がやっている行為が、あるいは違法ではないかと、あるいは違法とは言えないまでも法に抵触するおそれがあると。小樽市長がやっていることなのです。これは個人でやっているのだったら別ですけれども、小樽市長がやっていることなのです。それでも聞こうということにはならなかったのでしょうか、見解を伺います。

○(総務)総務課長

聞くということにはなりません。

○中村(吉宏)委員

この意見を司法に携わる世界の顧問弁護士に、ぜひ今の問題を確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

○(総務)総務課長

今の時点では、聞くべきという判断はしていません。

(「誰の判断よ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

市長がいろいろな方たち、インターネットで見た方たちの、確認すると言っていましたけれども、それよりも真っ先に顧問弁護士に確認するべきだったのだと思うのですけれども、いかがですか。

○(総務)総務課長

この一連の経過の中で、顧問弁護士に相談するという判断には至りませんでした。

(「たかが課長でそんな判断していいのか」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

辻立ちは市長が公務だという発言もされている中で、そういう判断が成り立つのかというところが非常に疑問なのですけれども、いかがですか。

○(総務)総務課長

やはり結論としては、顧問弁護士に相談してみようということには、そのような判断はしなかったということです。

○中村(吉宏)委員

だからやってくださいという話なのですけれども、いかがですか。

○(総務)総務課長

現時点では特に顧問弁護士に相談をするということは、考えてございません。

○中村(吉宏)委員

小樽市職員倫理条例の第4条第1項を読み上げてください。

○(総務)職員課長

小樽市職員倫理条例第4条第1項です。「職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、常に公平かつ公正に職務を遂行し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならない。」。

○中村(吉宏)委員

法令遵守の重要性を深く認識というけれども、ここも危機が及んでいると思うのです。これは法律の妥当性を得なければ。だとすれば、やはり顧問弁護士に確認する事項だと思いますけれども、いかがですか。

○(総務)総務課長

法令遵守の重要性というのは、私も全くそのとおりだと思っていて、私としてもそうあるべきだと思っていますが、そのことと、今回の顧問弁護士に聞くということは、今回の件に関しては顧問弁護士には聞くという判断には至らなかったということでございます。

(「理由になってないしょ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

理由がない、今のあれもありますけれども、理由がないのです。何で、そう至らなかったのかの理由をしっかりと示してください。私はこの条文以前に、法令を市長は守らなければならないと思う。今、その法令の抵触が疑われているところで、では実際にどうなのかというのをしっかりと確認するべきなのではないかと思うのですけれども、それを何の理由もなく、いや、そういう判断には至りませんでしたということは、我々は認められないので、しっかりとその理由づけをしてください。

○(総務)総務課長

聞く理由というのはあるのかなと思うのですけれども、聞かない理由と問われると、聞かないという判断をした

と言うしか、言いようがないわけでございます。

○市長

今までの、総務課長から答弁させていただきましたけれども、やはり選挙に伴う、または政治活動に伴うことにおいては、専門性が基本的には高いというのは今までも小樽の選挙管理委員会であったりとか道選管、本日は総務省の選挙に携わるところ、そこがまず一つの専門であるということでもありますので、それに対しての見解を皆様にもお伝えさせていただいたり、調査をさせていただいているところでございます。そちらのほうが専門性も高く優先だということもあって、ずっとそういうふうにしておりましたけれども、顧問弁護士に聞く、聞かないということに對しましては、私たちはそこまで、選管の方々以上のお答えが弁護士に聞いても出てこないのではないかというふうに思っておりましたので、とかく問い合わせはしておりませんでしたけれども、必要であればそれに対するアプローチも考えてもいいのではないかなというふうには思います。

(「人ごとなんだよ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

今の市長の答弁されたことは、市長が個人名ののぼりを持って辻立ち等の街頭行為をしていることについてということによろしいですね。

○市長

今までもお話しさせていただいておりますけれども、私も個人名についてののぼりを掲げさせていただいておりますが、何にいたしましても、これは私一人だけの問題ではなくて、そのように掲げている方々というのは小樽市内にもたくさんいらっしゃいますから、実際に中村吉宏委員自身も街頭活動等をされていたときに、現在は行われていないようですけども、もともとにおきましては、そこで御一緒にされている政治家の方々ののぼりであったりとか、またはその場に一緒に同席をされていないけれども、政治家の方ののぼりを掲げている姿を見るところでございます。やはり、そのような行動をしているということは、まさか違法だと思ってわかっていてやっていたということではないと思いますので、当然にそれに基づいた法令的な理由や根拠等はあるのかなというふうには思っております。ですので、これは私個人がどうかということではなくて、そののぼりにおける活用について弁護士等に対して確認をするということにはなるのかなというふうに思います。

(「あなたのことを聞かれてるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「人のことなんかしゃべんなくたっていいんだよ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

あなたの、市長のことなのですかとお話をしました。一般論なのかわかりませんが、今私は、市長の個人名が入ったのぼりを持った辻立ち、それから街頭活動ということでお話を進めていますけれども、それについて、市長も含まれるのでしようからお話を聞きましょう。今、市長の答弁の中では政治活動というお話がありました。以前は公務というお話がありましたけれども、政治活動ということによろしいですね。答弁が変わったということで認識しますが、確認です。

○市長

それにつきましては、先ほど秋元委員の質問のときにも答弁させていただきました。私は公選の政治家でもございますので、大阪の例を示しながらお話をさせていただいておりますけれども、一応、公務の枠組みの中にそういう政治活動ということにおいても含まれるということで、お話をさせていただいているところでございます。

(「大阪は政党所属あるんだよって」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

我々市議会議員も、もちろん街頭で応対することがあります。その際には政治活動であるという認識をしております。街頭で市政の情報や、また、いろいろな皆さんへの情報の提供、訴えごとをするときに、我々がやる活動は

政治活動と認識しているところですけども、市長が行う同様の行為というのは我々と差があるのでしょうか。なぜ市長だけ公務という発想になるのかが理解できませんけれども、その辺を明確にお答えください。

○市長

大変恐縮ですが、今までは私自身も市長として、どういう状況なのかということできずと御説明をさせていただいているところでありますので、私自身はそのように考えているところではございますが、議員の方々におかれましても、その線引きというのはいろいろと解釈等があるのかなというふうには思っております。

(「ないです。政治活動以外ないですよ。どんな解釈ですか」と呼ぶ者あり)

それについては、議員自身も特別職の公務員として公務としての仕事も含めて請け負っているわけでありまして、それに伴う公務と、いわゆる政治活動におけるライン引きというのは、私は残念ながら示されたことがなく、私自身においては線引きはできません。ですから、議員は政治家だけであって、公務員ではないということであればそのとおりだと思いますけれども、当然議員の方々も特別職の公務員でありますから、それに対して同じように市長と何かしらの、その活動におけるライン引きというのはあるのではないかなと想像するところではございます。

○中村(吉宏)委員

公務と政治活動の線引きすらできない方が政治をやっているということに、非常にびっくりしました。我々市議会議員は、議会活動、こういう定例会もそうですし、議会における活動、それから議会に関連する行事、こういったものが公務になります。それ以外は政治活動と私的な行動になると思います。そういうふうに区分できるのですよ。あなたは全部をミックスして都合のいいように使い分けているようにしか聞こえない。その件はいいですけども、一つ伺いたいの、公務だ公務だと言って、実質は政治活動なわけですよ。それに対して、一昨日から総務部の職員の方が、市長の政治活動を応援するために何件もの政治家に電話をかけて、そののぼりの根拠をいろいろ調べていた。これはあくまでも政治活動だと思うのですけれども、市の職員の方をそういうところに巻き込んで、森井氏個人の政治活動に職員の方を使うということは違法なのではないかと思います。不当なのではないかと思えますけれども、その辺の見解をお示してください。

○(総務)総務課長

今回の調査は、あくまでも予算特別委員会の中での議事進行に対応するための、私たちとしては議会対応ということで行っていますので、職員が行うことに、議会対応として行っていることですので、特にその点について疑義を持つものではございません。

○中村(吉宏)委員

議会対応の行為だと思います。だけれども、議会対応であるならば、その議会の議事進行の旨をしっかりと市長に伝えて市長に調べてもらう。市長個人に調べてもらうというのが筋だと思いますけれども、最後にここの答弁をもらって、今回これ以上の時間がないのでできませんから、お伺いしたいと思います。

○(総務)総務課長

当然、市長には報告した上で、総務部の私たち職員が手分けをして議会対応のために調査という作業を行ったということでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。